○須高行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例

（昭和40年12月３日条例第４号）

改正　昭和41年12月26日　条例第１号

昭和52年６月15日　条例第３号

平成７年３月31日　条例第１号

令和５年２月28日　条例第９号

（目的）

第１条　この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第５項の規定に基づき、職員の勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（勤務時間及び休暇等）

第２条　職員の勤務時間及び休暇等については、須坂市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成７年条例第９号）の例による。

附　則

この条例は、公布の日から施行し、昭和40年４月１日から適用する。

附　則（昭和41年12月26日条例第１号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和52年６月15日条例第３号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成７年３月31日条例第１号）

この条例は、平成７年４月１日から施行する。

附　則（令和５年２月28日条例第９号抄）

この条例は、公布の日から施行する。